

広島県告示第178号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年3月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号 中国醸造株式会社 代表取締役社長 白井 浩一郎
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市桜尾一丁目12番1号 中国醸造株式会社

2 申請の内容

10二飲料製造業の用に供するろ過施設1基を廃止し、10口飲料製造業の用に供する洗浄施設1基及び10二飲料製造業の用に供するろ過施設1基を新設する。また、10口飲料製造業の用に供する洗浄施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 10二飲料製造業の用に供するろ過施設 1基 廃止

(その2) 新設

種	類	10口飲料製造業の用に供する洗浄施設 (芋洗い機)	10二飲料製造業の用に供するろ過施設 (マイクロフィルター(焼耐用)2)
能	力	芋洗浄量 1.5トン/h	ろ過面積 2.865m ²
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに	工事着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時30分～10時30分, 2時間 (9月下旬から11月下旬まで使用)		9時～16時, 7時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出 される 汚水 状態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		7～8	7～8	6～7	4～7
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	60	100	1,000	3,000
		浮遊物質		10	15	10	100
		窒素含有量		0	0	N D	2
		燐含有量		1	1	N D	3
	大腸菌群数(単位:個/cm ³)	0		0	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		1	2	0.3	0.8		
汚水等の排出先		一般排水処理施設		一般排水処理施設			

(その3) 変更

		変 更 前	変 更 後
種 類		10口飲料製造業の用に供する洗浄施設(自動洗米製麹装置)	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		工事着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間(使用の季節的変動)	9時～15時, 6時間 (季節的変動なし)	9時～15時, 6時間 (年4回程度使用)

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年3月20日から平成26年4月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境産業部環境政策課